

令和4年度「NHK歳末たすけあい」助成要領

I 趣旨

この要領は、「NHK歳末たすけあい」による助成事業について、必要な事項を定めるものとします。

II 助成事業

1 「つながりをたやさない社会づくり」事業

① 目的

コロナ禍で影響を受けている子どもや障害者、生活困窮者等への支援する事業に助成します。

② 対象団体

県内で活動するNPO法人、ボランティア団体等の非営利団体

③ 対象事業

年末年始などに取り組みられる子どもや障害者、生活困窮者等を支援する活動や交流促進活動

【例】 ・子ども食堂の運営、ひとり親家庭・生活困窮者等へ食糧を届ける活動
・一人暮らし高齢者・障害者等の見守りや買い物支援
・ひきこもりや不登校など子どもや若者の居場所づくり、学習支援
・地域交流・世代間交流 など

④ 対象経費（例）

- ・材料費（食材費、調味料、事業実施に必要な原材料等）
- ・消耗品費（使い捨て容器、持ち帰り容器、箸等）
- ・通信運搬費（郵送料、宅配送料）
- ・印刷製本費（資料等印刷代、コピー代）
- ・燃料費（物資搬送のガソリン代）
- ・賃借料（会場使用料）

⑤ 助成額

1団体1事業、20万円（千円未満切り捨て）を上限とします。

2 地域活動支援センター等の冬対策支援

① 目的

障害者の自立を支援するため、NPO法人等が経営する地域活動支援センター及び小規模作業所が行う年末年始行事や暖房・除雪経費などの冬対策を支援します。

② 対象団体

地域活動支援センター及び小規模作業所を経営するNPO法人等

③ 対象事業

年末年始の施設行事費（クリスマス会、新年の行事等）や暖房費・除雪費

④ 対象経費（例）

- ・会議費（昼食代、茶菓代 ただし、高額なものは対象外）
- ・賃借料（会場使用料、バス借上料）
- ・暖房費（灯油代、ガス代、電気代や暖房器具の購入費）
- ・除雪費（除排雪業者等への作業委託費、除雪用具の購入費）

⑤ 助成額

1 施設 15 万円（千円未満切り捨て）を上限とします。

3 障害児通所支援施設の冬対策支援

① 目的

障害児の自立を支援するため、NPO法人等が経営する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が行う年末年始行事や暖房・除雪などの冬対策を支援します。

② 対象団体

児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を経営するNPO法人等

③ 対象事業

年末年始の施設行事費（クリスマス会、新年の行事等）や暖房費・除雪費

④ 対象経費（例）

- ・会議費（昼食代、茶菓代 ただし、高額なものは対象外）
- ・賃借料（会場使用料、バス借上料）
- ・暖房費（灯油代、ガス代、電気代や暖房器具の購入費）
- ・除雪費（除排雪業者等への作業委託費、除雪用具の購入費）

⑤ 助成額

1 施設 10 万円（千円未満切り捨て）を上限とします。

4 乳児院の冬対策支援

① 目的

乳児院で生活する乳児を支援するため、乳児院が行う年末年始行事や被服・備品等購入を支援します。

② 対象団体

秋田赤十字乳児院

③ 対象事業

年末年始の施設行事費（クリスマス会、新年の行事等）や暖房費・除雪費

④ 対象経費（例）

- ・年末年始の行事（クリスマス会、新年の行事等）に要する経費
- ・乳児の被服費、備品購入費

⑤ 助成額

1 施設 10 万円（千円未満切り捨て）を上限とします。

5 児童養護施設等児童の運転免許取得支援

① 目的

児童養護施設及び養育里親等から社会に巣立つ児童（19、20歳を含む）に対して、就労等に役立つよう普通自動車運転免許の取得経費を支援します。

② 対象施設等

- ・児童養護施設、母子生活支援施設及び自立援助ホーム
- ・ファミリーホーム及び養育里親が所属する秋田県里親連合会

③ 対象事業

次に該当する児童で、保護者から必要な経済的な援助が見込まれない場合、退所又は委託解除後に就職、進学等する際に助成します。

- ・児童養護施設、母子生活支援施設及び自立援助ホームに入所する児童
- ・ファミリーホーム及び養育里親に委託されている児童

- ④ 対象経費
自動車教習所の教習料、検定料など運転免許の取得に必要な経費
- ⑤ 助成額
児童1人当たりの助成上限額は、15万円（千円未満切り捨て）とします。
なお、6に定める児童養護施設等児童の就職・進学等支援と重複して申請することができません。

6 児童養護施設等児童の就職・進学等支援

- ① 目的
児童養護施設及び養育里親等から社会に巣立つ児童（19、20歳を含む）に対して、就職・進学等に必要な生活用品の購入を支援します。
- ② 対象施設等
 - ・児童養護施設、母子生活支援施設及び自立援助ホーム
 - ・ファミリーホーム及び養育里親が所属する秋田県里親連合会
- ③ 対象事業
次に該当する児童で、保護者から必要な経済的な援助が見込まれない場合、退所又は委託解除後に就職、進学等する際に助成します。
 - ・児童養護施設、母子生活支援施設及び自立援助ホームに入所する児童
 - ・ファミリーホーム及び里親に委託されている児童
- ④ 対象経費
就職・進学等に必要な生活用品の購入費用
- ⑤ 助成額
児童1人当たりの助成上限額は、5万円（千円未満切り捨て）とします。

7 難病団体の活動支援

- ① 目的
難病団体が行う年末年始行事や啓発活動、講演会・研修会の開催等の活動を支援します。
- ② 対象団体
秋田県難病団体連絡協議会及び加盟団体等
- ③ 対象事業
年末年始行事や難病への理解を広める啓発活動、情報誌発行、講演会・研修会の開催等
- ④ 対象経費
対象事業に要する経費とします。
なお、各団体の本来的な活動に係る経常経費（事務諸費、表彰経費及び請願のための旅費）は対象外とします。

Ⅲ 助成申請・実績報告等

1 助成申請

助成事業毎に定める申請書に必要書類を添付し、令和4年11月29日まで提出してください。

なお、児童養護施設等児童の運転免許取得及び就職・進学支援については、各施設長及び秋田県里親連合会長が申請してください。

事業名	申請書
「つながりをたやさない社会づくり」事業	様式第1号①
地域活動支援センター等の冬対策支援	様式第1号①
障害児通所支援施設の冬対策支援	様式第1号①
乳児院の冬対策支援	様式第1号①
児童養護施設等児童の運転免許取得支援	様式第1号②
児童養護施設等児童の就職・進学等支援	様式第1号③
難病団体の活動支援	様式第1号④

2 助成決定及び助成金の交付

助成額は、歳末たすけあい運動の主唱者で構成するNHK歳末たすけあい配分会議において審査の上決定し、申請団体に通知します。

また、助成決定後は速やかに助成金を交付します。

なお、審査の結果、助成金が申請額より減額される場合があります。

3 事業内容の変更・延期等

① 変更・延期申請

助成決定した後、事業内容を変更する必要がある場合は、変更申請書を本会に提出し、承認を得るものとします。

なお、児童養護施設等児童の運転免許取得については、令和5年3月末までに運転免許を取得できない場合は、延期申請書を本会に提出し、承認を得るものとします。

事業名	変更・延期申請書
「つながりをたやさない社会づくり」事業	様式第2号①
地域活動支援センター等の冬対策支援	様式第2号①
障害児通所支援施設の冬対策支援	様式第2号①
乳児院の冬対策支援	様式第2号①
児童養護施設等児童の運転免許取得支援	様式第2号②
児童養護施設等児童の就職・進学等支援	様式第2号①
難病団体の活動支援	様式第2号①

② 助成の取消

事業内容変更の承認を得ないで事業内容を変更し実施した場合、又は偽りその他不正な手段により助成を受けたと判断した場合は、助成金交付決定を取り消し、助成金の本会への返還を命じます。

③ 助成金の返還等

令和5年3月末までに助成事業（児童養護施設等児童の運転免許取得を除く）を完了できなくなった場合は、助成辞退届を速やかに提出の上、原則として助成金を返還するものとします。

なお、児童養護施設等児童が免許取得に至らなかった場合で、やむを得ない事情があると認められるときは、助成金の一部又は全部について返還を求めないことができるものとします。

4 実績報告

助成金の交付を受けた団体等は、事業完了した後1ヶ月以内に速やかに実績報告書に必要書類を添付し、提出してください。

事業名	実績報告書
「つながりをたやさない社会づくり」事業	様式第3号①
地域活動支援センター等の冬対策支援	様式第3号①
障害児通所支援施設の冬対策支援	様式第3号①
乳児院の冬対策支援	様式第3号①
児童養護施設等児童の運転免許取得支援	様式第3号②
児童養護施設等児童の進学・就職支援	様式第3号③
難病団体の活動支援	様式第3号④

5 助成事業の広報等

助成金の使途や効果を広く知らせるため、助成決定後は助成による活動状況や成果をホームページ、SNS等によりできるだけ情報発信してください。

また、助成により購入した備品等には、「NHK歳末たすけあい募金助成事業」であることを明示してください。